

開催します！ 歯科イベント

6月4日(土)から10日(金)は「歯の衛生週間」です。この週間にちなみ、町では歯周疾患検診や歯科健康診査、ブラッシング指導、フッ化物塗布などを行います。

40歳以上の8割近くが歯周疾患と言われています。この病気は、ゆつくりと進行していくため見逃されがちです。80歳になっても自分の歯が20本以上残っている(8020運動)よう、口の中の衛生に注意しましょう。また、歯の健康は子どものころの習慣が大切と言われています。ご家族お誘いあわせのうえ、ご参加ください。

日時/5月22日(日)午前9時~正午
場所/保健福祉総合センター
費用/無料

申し込み/5月9日(月)~20日(金)に、電話で保健福祉総合センターへお申し込みください。※50歳到達者には、歯周疾患検診受診の勧奨通知を郵送します。

成人歯科健康診査(歯周疾患検診)ブラッシング指導
対象/20歳以上
定員/90人

持参するもの/健康手帳(お持ちの方)
幼児歯科健康診査・ブラッシング指導
フッ化物塗布
対象/幼児(2歳~就学前の6歳児)
定員/140人

持参するもの/母子健康手帳、洗濯バサミ2個、タオル1枚、手鏡、コップ、歯ブラシ、汚れてもいい服装
申し込み・問い合わせ/保健福祉総合センター
(☎581・8500)へ。

4月10日 執 行 埼玉県議会議員一般選挙結果

任期満了に伴う埼玉県議会議員一般選挙が4月10日に行われました。翌日行われた選挙会を経て、北第5区(深谷市・寄居町)選出の県議会議員に神尾高善氏・加藤裕康氏・小川真一郎氏が当選しました。選挙当日の寄居町の有権者数は29,633人、投票率は41.79%でした。

詳細は次のとおりです。

投票結果

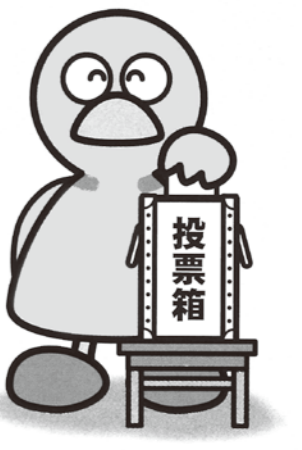
投票区	投票所	当日有権者数(人)	投票者数(人)	投票率(%)
第1投票区	寄居町勤労福祉センター	1,439	522	36.28
第2投票区	寄居小学校体育館	3,085	1,054	34.17
第3投票区	西部コミュニティセンター	1,704	638	37.44
第4投票区	寄居町生涯学舎	126	63	50.00
第5投票区	カタクリ体育センター	908	371	40.86
第6投票区	折原いこい館	1,229	491	39.95
第7投票区	鉢形コミュニティセンター	2,466	883	35.81
第8投票区	寄居町鉢形財産区会館	2,424	778	32.10
第9投票区	町立男衾保育所	2,390	767	32.09
第10投票区	上郷南区公会堂	2,166	716	33.06
第11投票区	男衾コミュニティセンター	3,246	1,206	37.15
第12投票区	今市高蔵寺会館	797	356	44.67
第13投票区	町立寄居保育所	1,970	638	32.39
第14投票区	桜沢小学校体育館	1,975	768	38.89
第15投票区	用土小学校体育館	3,708	1,328	35.81
期日前投票所(寄居町役場)			1,804	
合計		29,633	12,383	41.79

問い合わせ/選挙管理委員会 (☎581・2121内線181、182) へ。

開票結果(届出順・敬称略)

候補者氏名	党派	寄居町の得票数	北第5区の得票数
加藤 裕康	自由民主党	3,036	12,916
江原久美子	民主党	2,289	11,737
神尾 高善	自由民主党	4,051	15,183
小川真一郎	無所属	1,740	11,969
吉岡 信彦	無所属	936	11,343

寄居町の無効投票数	331
-----------	-----



国民健康保険 被保険者の皆さんへ

町の国民健康保険では、加入している方に対して、給付や助成事業を行っています。ぜひ活用ください。

人間ドック・脳ドックの 検診料助成制度

人間ドック

- 対象/次の要件のすべてに該当する方
- ① 寄居町国民健康保険に加入してから1年を経過した方
- ② 受検日当日35歳以上の方
- ③ 国民健康保険税を完納または完納見込みの方
- ④ 平成23年度に脳ドック検診を希望しない方
- ⑤ 平成23年度に特定健康診査(9、10月実施予定)を受診しない方

検診機関

- ① 埼玉よりい病院(寄居町)
- ② 藤間病院(熊谷市)
- ③ 熊谷生協病院(熊谷市)
- ④ 深谷市総合健診センター(深谷市)
- ⑤ 埼玉成恵会病院(東松山市)
- ⑥ 小川赤十字病院(小川町)
- ⑦ 本庄総合病院(本庄市)

検診機関

- ① 埼玉よりい病院(寄居町)
- ② 関東脳神経外科病院(熊谷市)
- ③ 磯部クリニック(深谷市)
- ④ 小川赤十字病院(小川町)

出産育児一時金の給付制度

出産育児一時金とは…

被保険者が出産したときに、申請により42万円(もしくは39万円)が支給されます。妊娠週数12週(85日)以降であれば死産・流産でも支給されます。ただし、他の健康保険から支給される場合は、国民健康保険からは支給されません。

出産育児一時金の直接支払制度

平成21年10月1日から、出産育児一時金を、原則として町の国民健康保険から分娩医療機関等へ直接支払う仕組みがスタートしました。このため、分娩費用の全額を事前に用意して退院時に支払う必要がなくなりました。この制度を利用する場合は、出産される分娩医療機関等へご相談ください。

入院時の食事代の減額制度

町の国民健康保険に加入している方は、入院したときに食事代として、標準負担額(260円)を支払います。

ただし、住民税非課税世帯および低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は「減額認定証」を医療機関の窓口に提示することで、次の表のように自己負担額が減額となります。

入院時の食事代の標準負担額(1食あたり)

一般(下記以外の方)		260円
○住民税非課税世帯 ○70歳以上で低所得者Ⅱ(注1)	90日までの入院*	210円
	90日を超える入院*	160円
70歳以上で低所得者Ⅰ(注2)		100円

注1) 低所得者Ⅱとは、同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税の方
注2) 低所得者Ⅰとは、同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方
*入院日数は、過去12カ月の合計日数です

国民健康保険の加入の届け出に必要なもの

※直接支払制度を利用されない方は、出産育児一時金の貸付制度等がありますので、保険年金課にご相談ください。

- ① 新たに加入した社会保険被保険者証等
 - ② 寄居町の国民健康保険被保険者証
 - ③ 印鑑
- 〔脱退の届け出が遅れると…〕
- 社会保険等に加入した後に、国民健康保険の保険証で医療機関を受診すると、国民健康保険が負担した医療費をお返しいただくことになる場合があります。
 - 社会保険と国民健康保険で保険料(料)が二重に徴収されることとなります。

国民健康保険の加入の届け出に必要なもの

- ① 退職証明書、離職票、加入していた社会保険等の資格喪失証明書のいずれかひとつ
 - ② 印鑑
 - ③ 年金証書(厚生年金や共済年金等を受給している65歳未満の方)
- 〔加入の届け出が遅れると…〕
- 保険証が無い場合、その間の医療費はいったん全額自己負担になります。
 - 加入事実発生日(社会保険を喪失した日)から加入するため、保険料をさかのぼって納めなければならなくなります。

国民健康保険に関する手続きを忘れずに

国民健康保険の脱退や加入の手続きには、届け出が必要で、社会保険等

問い合わせ/保険年金課 (☎581・2121内線114) へ。